

キャンモアスキービレッジ利用約款

(適用範囲)

第1条 当社の経営するスキー場(以下「当スキー場」といいます。)の利用に関する契約は、この利用約款の定めるところによりこの利用約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

(スノースポーツに内在する危険)

第2条 当スキー場を利用する方(以下「利用者」といいます。)はスキー・スノーボードに代表される全てのスノースポーツに内在する次の各号の危険があることをご理解下さい。

- (1) 降雪、吹雪、降雨、濃霧など、天候にともなう危険
- (2) 崖、斜面、凸凹、溝、沢など、地形に伴う危険
- (3) アイスバーン、深雪、雪崩など、雪質や雪面状態による危険
- (4) 立木、切り株、茂み、岩石、露出した地表など、自然の障害物による危険
- (5) リフト支柱、標識、ロープ、マットなど、人工の工作物との衝突による危険
- (6) 雪上車両との衝突の危険
- (7) ジャンプ台の利用に伴う危険
- (8) スピードの出し過ぎによる危険
- (9) 自己転倒による危険
- (10) 他の利用者との衝突による危険
- (11) 疲労、飲酒、薬の服用、体調不良による危険
- (12) 不適切な用具の使用による危険
- (13) その他、これらに類する危険

(滑走にあたって)

第3条 1 利用者は前条に記載されたスノースポーツに内在する危険を予測し、危険を回避しながら滑走して下さい。

2 利用者は常に前方を注視しいつでも止まったり曲がったりできるよう滑走して下さい。

(リフトの乗降にあたって)

第4条 1 利用者は掲示板の注意書をよく読みこれに従ってリフトを乗降して下さい。

2 リフト乗降に不安を感じる方はその旨を係員に申し出て必要な援助を得て下さい。

(標識、指示の遵守)

第5条 利用者は標識、掲示、場内放送、コースマップに記載されている注意書や警告など当スキー場係員の指示に従って行動して下さい。

(禁止行為)

第6条 利用者に対しては次の各号の行為を禁止します。

- (1) コース外を滑走すること
- (2) 閉鎖中のコースに立ち入ったり滑走したりすること
- (3) 立木、リフト支柱、ネット、ロープ、マットなどの間近を滑走すること
- (4) 他の利用者の間近を滑走すること
- (5) 他の利用者の滑走を妨げること
- (6) 圧雪車(コース整備車)を含む全ての雪上車両に近づくこと
- (7) リフトの運行を妨げること
- (8) 飲酒や薬の服用などの影響により心身が正常でない状態で滑走すること
- (9) 長時間コース内で立ち止まったり座り込んだりすること
- (10) 当スキー場の許可なく当スキー場で営利行為をなすこと
- (11) 当スキー場の許可なくドローンを飛行させること
- (12) 空き缶、たばこの吸い殻、その他の物品を指定の場所以外に捨てたり放置したりすること
- (13) 犬などの動物をスキー場に放つこと
- (14) その他これらに類する行為

(徐行義務)

第7条 利用者は次の各号の状況下では徐行して下さい。

- (1) 徐行の標識のあるところ
- (2) 地形や障害物で前方が見えにくいところ
- (3) シーズン初めや春先などで積雪が十分でないところ
- (4) 降雪、吹雪、濃霧、日没時などで視界が悪いとき
- (5) 天候の具合で雪面の高低や凸凹が分かりにくい状況のとき
- (6) 立木、切り株、茂み、岩石、露出した地形など自然の障害物に近づいたとき
- (7) リフト支柱、ネット、ロープ、マットなど人工の工作物に近づいたとき
- (8) コースの合流地点やコースが狭いところ
- (9) リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
- (10) コースが混雑しているとき
- (11) キッズエリアに近づいたとき
- (12) 業務のために出動している雪上車両に近づいたとき
- (13) その他、徐行しないといけない危険な箇所を滑走するとき

(滑走時の義務)

第8条 利用者は次の各号に従って滑走して下さい。

- (1) 滑り出し他のコースからの合流、コース横断のときはコース上方からの滑走者を優先させること
- (2) 滑走中は前方の滑走者の動向を注視し、前方の滑走者との間に安全な距離を保つこと
- (3) 追い越すときは追い越される者の不意の動きも考慮したうえで十分な間隔をあけて追い越すこと
- (4) 転倒した際はできるだけ速やかにコースをあげ、コースの脇に避けること
- (5) コースで立ち止まったり、登り降りをしたりするときはコースの端を利用すること
- (6) 業務の為に前出している雪上車両があるときはその業務や運行を優先させ、進路を開けて停止又は徐行すること
- (7) 流した滑走具で他の利用者に危害を与えないよう滑走具に流れ止めを付けること

(ジャンプ台の利用上の義務)

第9条 利用者はジャンプ台を利用する場合次の各号を遵守して下さい。

- (1) 掲示板に記載された注意書に従うこと
- (2) 自らの能力と技術の範囲内で滑走すること
- (3) 着地点や周囲の安全を確認してからスタートすること
- (4) ヘルメットその他必要な防具を着用すること

(引率者・指導者の責務)

第10条 1 個人やグループ又は団体を当スキー場に案内し利用者を指導、監督、介護する者(以下「引率者・指導者」といいます。)はこの利用約款を率先して遵守して下さい。

- 2 引率者・指導者は受講者に滑走技術を教えるだけでなくこの利用約款に定める事項及び安全に滑走する方法も指導して下さい。
- 3 引率者・指導者は他の利用者の妨げとなるような方法や場所で指導することは控えて下さい。
- 4 引率者・指導者は天候、雪質、コース状況などを考慮したうえで、受講者に不適切な課題を課したり危険に遭わせたりしないよう指導して下さい。

(受講者の責務)

第11条 1 受講者は他の利用者に対して何の優先権を持ちません。

- 2 受講者は引率者・指導者の指示や注意に従うだけでなく自らこの利用約款に定める事項を守って行動して下さい。

(子供の保護者・付添人の責務)

第12条 1 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせないようにして下さい。

- 2 保護者・付添人は子供に対しこの利用約款に定める事項について教えるよう努めて下さい。

(事故時の協力)

第13条 1 事故の当事者及び目撃者は速やかに事故の発生状況を当スキー場係員に通報して下さい。

- 2 事故が起きた場合全ての利用者は事故者を援助するよう努めて下さい。
- 3 事故の当事者及び目撃者は相互に身元を確認して下さい。
- 4 当社は事故が起きた場合当事者や目撃者を問わず身元を確認させて頂くことがあります。

(安全用具)

第14条 利用者はヘルメットなどの安全用具を着用するよう努めて下さい。

(保険加入の勧め)

第15条 利用者は事故に備えてあらかじめ傷害保険や損害保険などに加入するよう努めて下さい。

(捜索救助費用の負担)

第16条 この利用約款に違反し、当スキー場外や当スキー場内のコース外に出て遭難した利用者（以下「遭難者」といいます。）や遭難者の家族、友人及び知人などから、当社に捜索救助の要請があり、当社が遭難者の捜索救助活動を行った場合、当社は遭難者に対し捜索救助活動に要した、人件費、雪上車両運行費、リフト運行費、照明電気費及びその他発生した一切の費用を請求させていただきます。

(損害賠償請求)

第17条 当社は利用者の故意若しくは過失により、又は利用者が法令若しくはこの利用約款の規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合その利用者に対し、その損害の賠償を請求させていただきます。

(利用の拒絶)

第18条 当社は次の各号のいずれかに該当する場合には、当スキー場の利用をお断りします。

- (1) 当スキー場利用の申し込みがこの利用約款によらないとき
- (2) 当スキー場の利用に関し申込者から当社で対応できない特別な負担を求められた
- (3) 当スキー場利用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものである
- (4) 泥酔者などスキー場利用上の安全を期しがたいと認められるとき
- (5) 天災その他やむを得ない事由により当スキー場利用に支障があるとき
- (6) 当社の係員の指示に従わないとき
- (7) 利用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会团体員などであるとき
- (8) 前各号に掲げる外、正当な理由があるとき

(利用の制限)

第19条 当社は天候その他やむを得ない事由によりスキー場の安全に支障がある場合には、スキー場の全部又は一部の利用を制限させて頂くことがあります。

(約款の変更)

第20条 1 この利用約款は変更されることがあります。

- 2 変更を行う旨及び変更後の利用約款の内容並びに効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

制定日 令和2年4月1日

施行日 令和2年12月1日